



# ちょっと いいかい(医~介)

市内の医療・介護関係者のみなさんの協力のもと介護から在宅医療までちょっとタメになるミニ知識をお伝えします

Vol.1

「介護保険を利用したいけど申請方法がわからない」との質問が多くあります。今回は介護保険の申請方法についてご説明いたします。

## 【介護保険サービスを利用するまでの流れ】

### ①相談します

地域包括支援センターや居宅支援事業所、市へ相談しましょう。

### ②申請します

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、市役所保険高齢課または喜連川支所市民生活課へ要介護認定の申請をしてください。申請書には、マイナンバー、医療機関名（主治医氏名）等を記入します。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証
- 40歳～64歳の方は健康保険の保険証

### ③要介護認定

申請をすると、訪問調査や主治医の意見書などをもとに公平な審査判定が行われます。そこで、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

#### ◆訪問調査

市の認定調査員等が自宅等を訪問し、心身の状況や日中の生活、家族・住環境等について、本人と家族等から聞き取り調査等を行います。

#### ◆主治医の意見書

市の依頼のもとに本人の主治医が介護を必要とする原因疾患等について意見書を作成します。



一次判定・・・訪問調査の結果や主治医の意見書の一部の項目をコンピューターに入力し一次判定を行います。  
二次判定（介護認定審査会）・・・一次判定や主治医意見書等をもとに保健・医療・福祉の専門家が審査します。

### ④結果の通知

要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額等が異なります。

要介護度(介護の必要な度合い)

利用できるサービス

要介護1～5



介護サービス(居宅サービスまたは施設サービス)を利用できます

要支援1・2



介護予防サービスを利用できます

非該当(自立)



地域支援事業を利用できます

## ◆さくら市地域包括支援センターエリム 南部主任介護支援専門員のつぶやき◆

さくら市全体の高齢化率は25.2%であり4人に1人が65歳以上の方になります。市内でも地域によっては40%超とさらに高齢化率が高い地域もあります。そして、高齢者が高齢者の介護をする老老介護、ひとり暮らし高齢者の増加も増えてきています。

介護保険制度は、介護が必要になったときに、保険給付という形で利用することができるしくみになっています。利用者の心身の状況や希望等を確認しながら、利用者本人がサービスを選ぶことが出来ます。

その他に、65歳以上で心身ともに健康で自立した生活が送れるよう介護予防を目的とした事業もあります。地域包括支援センターでは、高齢者の方がいつまでも住み慣れたところでいきいきと暮らしていくためのお手伝いをしています。介護に関すること、高齢者の健康に関すること、介護保険に関すること、権利擁護に関することなどお気軽に地域包括支援センターへご相談ください。

さくら市在宅医療・介護マップが市役所等にあります。ご活用ください。

